

原子力発第08065号
平成20年6月5日

愛媛県知事
加戸守行 殿

四国電力株式会社
取締役社長 常盤百樹

放射線管理区域内で就労する従業者の管理の徹底に係る
国からの指示について

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。平素は、当社事業につきまして格別のご理解を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、平成20年6月5日付けで、放射線管理区域内で就労する従業者の管理の徹底について、原子力安全・保安院より別添のとおり指示がありましたので、安全協定第10条第4項に基づきご報告いたします。

敬 具

経済産業省

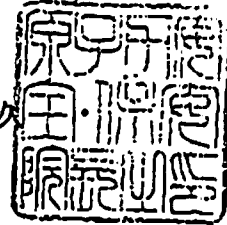
平成20-06-04 原院第2号

平成20年6月5日

四国電力株式会社

取締役社長 常盤 百樹 殿

経済産業省原子力安全・保安院長 薦田 康久



放射線管理区域内で就労する従業者の管理の徹底について

原子力安全・保安院は、別添(NISA-326b-08-3)のとおり原子力発電所の定期検査において、身分(年齢)を偽った者が放射線管理区域内で就労していた事案の報告を受けたことから、原子力事業者に対して、従業者の被ばく管理、身分の再確認など従業者の管理の徹底及び実態調査を求めることとしました。

については、貴社におかれましても、別添に従い所要の対応を行うようお願いいたします。

経済産業省

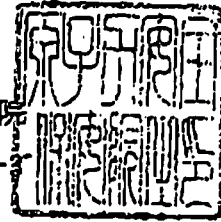
平成20・06・04 原院第2号

平成20年6月5日

放射線管理区域内で就労する従業者の管理の徹底について

原子力安全・保安院

NISA-326b-08-



原子力安全・保安院(以下「当院」という。)は、株式会社東芝から平成20年6月3日、同社が請け負った東京電力株式会社及び東北電力株式会社の3か所の原子力発電所の定期検査において、身分(年齢)を偽った者が放射線管理区域内で就労していた事案の報告を受けました。

本事案の詳細については、今後の労働基準監督署の調査等により明らかになるものと考えますが、放射線管理区域内で就労が禁止されている者が同区域において就労していたことは、被ばく管理上、遺憾です。

今後、かかる事態が再度生じることのないよう、当院は原子力事業者に対し、従業者の被ばく管理、身分の再確認など従業者の管理を徹底することを求めるとともに、下記事項について調査を行い、平成20年6月18日までに当院あて報告を行うよう求めます。

記

1. 放射線管理区域の内において就労する者の身分確認の仕組み及びその確認結果
2. 今回発生した事案と同様の事案の発生の有無